

丹波市職員措置請求監査結果

「丹波市立前山小学校プール漏水に係る監査請求」

平成26年3月

丹波市監査委員

丹 監 委 第 65 号

平成 26 年 3 月 7 日

請求人

●●●● 様

丹波市監査委員 谷 垣 渉

同 平 井 孝 彦

住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、平成 26 年 1 月 15 日付けで提出された住民監査請求について、同条第 4 項の規定に基づき監査した結果を、次のとおり通知します。

記

第 1 請求人

住 所 兵庫県丹波市●●●●

氏 名 ●●●●

第 2 請求の受付日

平成 26 年 1 月 15 日

第 3 請求の要旨（原文のとおり）

市立前山小学校で水道部から指摘を受けておりながら漏水状態で一ヶ月以上も放置していた。その結果水量約 1 万 3 3 5 0 立方メートルが漏水、水道料金に換算して約 2 3 6 万円分が流失した。市としては 2 3 6 万円の損害である。その損失した料金（減免措置残額約 1 1 5 万円）を丹波市教育委員会教育次長が小学校管理費から充当し水道会計に支出している。その会計処理は学校管理者の対応の遅れが原因であり税金での補填は不当な支出であると考えます。

市民感情からするとせめて 1 1 5 万円は辻重五郎氏及び管理責任者個人が補填するものと思う。よって本請求をするものである。

第 4 措置請求書の補正

措置請求書を収受し要件審査を行った結果、措置請求書に不備があったので、請求人に補正を求めたところ、平成26年1月17日にその補正が行われた。

第5 事実を証する書面

- 1 丹波市例月出納検査報告書の写し
- 2 平成25年12月25日付け朝日新聞の記事の写し

第6 請求の受理

本件請求について、地方自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成26年1月17日に受理した。

第7 監査の実施

1 新たな証拠の提出及び陳述の機会の付与

請求人に対し、平成26年1月27日に地方自治法第242条第6項の規定に基づき、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、新たな証拠の提出はなく、請求人から陳述の欠席届が提出された。

2 現地確認

平成26年1月27日に、監査委員及び監査委員事務局職員において、市立前山小学校校長及び教頭立会の下、対象となった前山小学校プール漏水箇所等の現地の確認を行った。

3 監査対象部局

監査対象部局を、丹波市教育委員会教育総務課及び前山小学校並びに丹波市水道部工務課及び業務課とした。

4 監査対象部局の事情聴取

(1) 丹波市水道部工務課及び業務課

平成26年1月27日に丹波市水道部長、工務課課長以下2名及び業務課課長以下3名から、予め提出を受けた関係書類について概要の説明を受けると共に、監査委員から事情の聴取を行った。

概要説明及び事情聴取の内容については、次のとおりである。

- ア 新友政配水池区域の配水量増加について
- イ 前山小学校等への連絡について
- ウ 前山小学校プールの異常水量の覚知について
- エ 漏水調査について

オ 水道使用料軽減決定について

(2) 丹波市教育委員会教育総務課及び前山小学校

平成 26 年 1 月 27 日の現地確認の後、丹波市教育部長、次長兼教育総務課長及び前山小学校長から、提出を受けた関係書類について概要の説明を受けると共に、監査委員から事情の聴取を行った。

概要説明及び事情聴取の内容については、次のとおりである。

ア プールへの給水管理等について

イ 水道部から平成 25 年 6 月 20 日に受けた連絡内容と対応について

ウ 水道部から平成 25 年 7 月 24 日に受けた連絡内容と対応について

エ 水道使用料軽減申請について

オ 教育委員会の各学校（園）への指導状況について

カ 水道使用料の納付について

キ 職員への事情聴取について

第 8 監査の結果

本件措置請求に係る水道使用料の補填については、違法、不当は認められず、その主張に理由がないと判断したので、本件請求を棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

監査対象部局の事情聴取、関係書類調査等により以下の事項を確認した。

(1) 前山小学校におけるプールへの給水管理等について

前山小学校は、平成 25 年 6 月 5 日（以下、「平成 25 年」の記載を省略する。）、水道部職員によるプール用給水管の開栓を受けるとともに、給水状況に異常のないことを確認している。

体育担当職員は、6 月 10 日から 13 日にかけてプールに給水を行い、給水方法は、午前 9 時頃プールの給水バルブを開栓して行い、午後 4 時半頃閉栓している。また、給水は、水道メーターを確認してバルブ調整を行うこととし、給水バルブの開閉栓の都度、水道部にその連絡をしていた。6 月 17 日のプール水泳開始後は、必要に応じ、プール施設内の一般水道蛇口からホースで補水し、給水バルブの開栓による補水は行っていない。なお、教頭は、職員室の黒板にその補水状況を掲示していた。

(2) 漏水の覚知と前山小学校への連絡について

ア 新友政配水池区域の配水量増加について

新友政配水池は、竹田小学校区の大部分、前山小学校区の上竹田及び矢代並びに吉見小学校区の一部を配水区域としている。水道部は、6月20日、遠隔装置により、新友政配水池の夜間配水量が1時間当たり約10 m³増加していることを覚知した。漏水の疑いがあるものの、それは本管など配水管からの漏水なのか、給水管からの漏水なのか、宅内配管からの漏水なのか、あるいは水道使用量の増加によるものなのか、原因が不明の状況であった。また、漏水調査を実施しない限り、その広大な配水池区域の中から漏水が疑われる地域を絞り込むことも困難であった。

イ 水道部の前山小学校等への連絡について

水道部は、新友政配水池の夜間配水量の増加の原因に、配水管等における漏水のほか、小中学校のプールの給水バルブの締め忘れも考えられることから、6月20日、配水池区域内の前山小学校、竹田小学校及び市島中学校にそれぞれ確認の電話連絡をしている。その電話連絡の相手方職員や内容等について、書面における記録はない。

ウ 前山小学校が6月20日に水道部から受けた連絡内容と対応について

6月20日に、水道部から連絡を受けたという前山小学校の職員によると、「管内の配水量が増えています。プールへの給水は、されていませんか。」との問いに対し、「給水していません。」という回答をしている。漏水の可能性があるから水道メーターを確認して欲しいという内容ではなかった。また、緊急で重要な内容ではなく、折り返し連絡が欲しいという依頼の電話でもなかったという。

エ 水道部における前山小学校プールの異常水量の覚知について

水道部は、7月24日の水道メーターの確認により、漏水の疑いがあるとして、当日、前山小学校長に通報している。

オ 前山小学校が7月24日に水道部から受けた連絡内容と対応について

7月24日、水道部から漏水の疑いがある旨の連絡を受けた校長は、直ちに教頭にプール用給水管の閉栓の指示を出し、水道メーターの確認を行っている。

翌25日、校長は、教育委員会に漏水に係る一連の報告を行い、教育委員会は、その修繕工事を発注した。

教育委員会は、8月30日、教育長名により市内各学校（園）長あて、漏水対応について通知している。

(3) 水道部の漏水調査について

水道部は、6月3日から市内全域にわたり漏水調査業務を業者委託により実施しているが、配水量の増加を受け、新友政配水池区域の調査を優先的に実施することを検討し、7月24日から8月9日までの17日間にわたり当該配水池区域内の調査を実施している。

(4) 水道使用料の軽減について

ア 水道部は、8月21日にプール用給水管の閉栓と共に実施した検針により、6月5日の開栓から閉栓までの期間の水道使用量を13,351 m³、その水道料金(従量料金)を2,361,357円と算定した。

イ 教育委員会は、8月23日、シャワー・洗眼水栓系統の配管より漏水したとして、水道部に水道料金軽減申請書を提出した。

ウ 水道部は、9月4日、丹波市水道事業給水条例施行規則第24条第1項第2号に基づく不可抗力による漏水に起因する料金として6,128 m³の水量分1,212,247円の軽減を決定した。なお、この軽減において算定した認定水量(過去の使用実績から算定した通常の使用量)は1,096 m³、認定料金(通常料金)は239,222円であった。

エ 教育委員会は、9月25日、軽減後の水道料金(従量料金1,149,110円及び基本料金47,000円)を、丹波市一般会計小学校管理費からの支出により水道事業会計に納付している。

(5) 前山小学校における職員の事情聴取について

前山小学校では、水道部からの6月20日の連絡内容及びその対応について、7月25日及び12月3日に学校職員に対して事情聴取を行っている。

ア 7月25日の調査

最初の7月25日の調査は、6月20日に水道部から「プールの漏水の通報及び水道メーターの確認依頼」があったとする前提での調査に終始したため、電話を受けた職員が不明のまま調査を打ち切られている。校長は、他の2校の回答状況等から、自校の職員の電話対応に不備があったものと推測せざるを得なくなり、そうした内容で8月26日付けの顛末書の記載に至っている。

イ 12月3日の調査

次に、12月3日に教育委員会から再度の調査依頼があり、漏水や水道メーターの確認に限らず、プールの水についての連絡がなかったか、として職員への

聞き取り調査を行っている。この調査により、「給水確認について」の電話を受けた職員が現われ、その事情を聴取している。聴取した内容は、「第8 監査の結果」1(2)ウに記載のとおりである。

2 監査委員の判断

請求人の主張について、次のとおり判断する。

請求人は、「水道部から指摘を受けておりながら漏水状態で一ヶ月以上も放置していた。」と主張している。しかしながら、水道部が6月20日に覚知したのは、新友政配水池区域内における配水量の1時間当たり約10^mの増加であって、その不明水量が何に起因するものか把握できるものではなかった。さらには、対象地域を絞り込むことすらできない中での電話照会であり、その連絡は、プール水泳期間中の給水バルブの締め忘れがないかなどの確認であったと推認する。

前山小学校で電話を受けたとされる職員によると、緊急性のある水道メーターの確認やその結果報告を求めるような内容ではなく、「管内の配水量が増えています。プールへの給水は、されていませんか。」との問いに対し、「給水していません。」と回答し、電話の後には、教頭や体育担当職員にもその確認を行っているという。この電話照会への回答、それ以後の対応をもって、ただちに、校長に指揮監督義務を怠った違法があるということとはできない。

7月30日、修繕業者が漏水箇所の特定をしたが、プール給水系統の配管からの漏水ではなく、シャワー・洗眼水栓系統の枝配管より漏水しており、漏水はすべて地下に浸透している状況で、地表からの確認はできなかった。前山小学校のプールは、昭和41年度に建設され、築47年を経過した老朽化が著しい施設である。市においては、第3次学校施設整備計画に平成26年度に老朽化対策事業として改修が予定されており、その矢先の漏水事故であった。水道部の水道料金軽減措置においても、漏水は、目視できない箇所が発生していることから、不可抗力によるものと判断されている。

漏水量は非常に多く、軽減後の水道料金においても多額であるが、施設の老朽化に起因する不可抗力による事故と考えられ、「税金での補填は不当な支出である」とする請求人の主張には、理由がないものと判断した。

なお、監査委員が11月28日に実施した9月分の例月出納検査の報告書において、本件漏水修繕に関して意見を記述している。その検査意見は、前山小学校長の8月26日付けの顛末書等の資料、水道料金調定に関する資料及び漏水修繕料の支出に関する回答書に基づいて記述したものである。本件住民監査請求の監査結果は、その例月出納検査結果を踏まえ、その検査以降に判明した事項を検証し、さらに関係職員からの事情聴取、資料の収集、現地調査等を重ね、監査委員が慎重に判断したものである。

3 意見・要望

本件請求における監査委員の判断は、以上のとおりであるが、監査委員としては、今回の漏水事故の監査を通じ、地方自治法第199条第10項の規定に基づき、以下のとおり意見・要望を申し述べる。

市内の小中学校のプールで、築40年を経過したものは、前山小学校を含め、9校に上る。それらは、第3次学校施設整備計画において改修等が予定されているが、老朽化した施設に限らず、どの学校においても市民の大切な財産であることを念頭に経済感覚の意識の向上を図り、適切な施設管理を徹底されたい。

次に、危機管理意識を持った情報の伝達、情報の共有化についてである。本件漏水事故においては、水道部内での情報の共有化、水道部から学校への情報の伝達、学校内での情報の共有化、学校と教育委員会間での情報の共有化、教育委員会から各学校への情報の伝達等、検証すべき箇所は、多岐にわたる。本件に限らず、行政組織の各部署の内外における情報の伝達、共有化にも常に危機管理意識を持って、迅速に対応されることを希望する。